

甲事件 平成28年(ワ)第12785号 損害賠償等請求事件

乙事件 平成28年(ワ)第17680号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外244名

被告 示現舎合同会社 外2名

準備書面(2)

平成28年12月5日

東京地方裁判所民事第13部合 B 係 御中

被告 示現舎合同会社
上記代表者代表社員 宮部 龍彦
被告 宮部 龍彦
被告 三品 純

第1 原告ら準備書面1への認否および反論

1 第1第2項(1)について

(1) 被告らの主張の概要については認める。

2 第1第2項(2) について

『原告らが「被差別部落出身者」であることはあり得ない』と被告が主張していることは認める。被告らが「被差別対象者の定義が法律的あるいは社会的・学術的に明定されていなければ人格権侵害等が成立しない」と主張したことは否認する。その余は争う。

被告らは原告適格性についての主張をしたものである。具体的には、全国部落調査との関係において、原告らと被告らは対等な立場であって、一方がもう一方に対して復刻の禁止を求めたり、損害賠償を求め

たりするような関係は法律上存在し得ないということである。

原告らが被告らに対して、全国部落調査に係る請求を行う拠り所として、原告らは「被差別部落出身者」を自称しているが、原告らはその根拠を示していないし、そもそも法律上「被差別部落出身者」なる身分は存在し得ないということを被告は主張しているのである。

昭和8年6月3日のいわゆる「高松裁判事件」判決において、裁判で採用された書面に「米一雪太郎ハ特種部落ノ者デアルガ」「特種部落ニ生シ」「特種部落出身ニシテ」といった記述があったことから、全国水平社は裁判所が解放令を取り消して「特殊部落民」を法律によって改めて認めることであるとして抗議した(乙64)。それを受けて同年9月25日に当時の司法次官が司法手続きにおいてこれらの言葉を使わないように大審院長、検事総長、地方裁判所長等に通達した(乙65)。その通達文書に添付された財団法人中央融和事業協会(中融協)の文書において「法制上ニ現存セザル特種部落ナル身分」と明確に述べられている。

この「特種部落出身」ないし「特殊部落民」という用語と、本件における原告の主張にある「被差別部落出身者」という用語は同義であると考えられる。従って、原告らは裁判において法律上認められないとされた身分を自称して被告らに対する請求を行っているものである。

原告らは「原告らが『「被差別部落出身者」であることはあり得ない』などという被告らによる結論が論理的に導かれるはずがない」とするが、原告らこそ、原告らが「被差別部落出身者」であるという結論を論理的に導く責任を負っている。そして、それはあり得ないことだから、「原告らが「被差別部落出身者」であることはあり得ない」と被告らは主張する

のである。

3 第1第2項(3)について

1段落目については認める。「原告らは著作権侵害を理由として被告らを提訴しているものではないこと」は認めるが、その余は争う。

歴史的にも社会的にも、原告らが「被差別部落出身者」であると特定することは出来ず、「原告らは現に厳しい部落差別に直面し、被告らの行為により今後も直面する危険にさらされている」という原告らの主張は、被害妄想か言いがかりにすぎない。

4 第1第2項(4)について

別紙ウェブサイト目録3に原告本人等の個人情報に記載されていない者について、原告蒲田行平と原告山口泰司は、それぞれ原告鎌田行平と原告川口泰司の誤記であると理解した上で認める。その余については否認ないし争う。

被告らが調べたところでは、長島茂美、山本テル、大川和裕、河内幸治、小林通弘、辰巳真司、富田一幸、西村隆英、平澤徹、前田雅之、徳田考重、中田幸雄、森康雄、川田和代、杉田千代子、清田昌助、山口武文、池田千津美、杉本絹子、山口美佐恵、谷口武光、嶋田千津子、三澤雅俊、鈴木与四一の各原告の氏名も別紙ウェブサイト目録3に記載されていない。

また、原告組坂繁之の電話番号として記載されている番号に被告宮部が電話したところ、他人の家であった。また、原告宮瀧順子の電話番号として記載されている番号も使用されていないものである。

被告らは別紙ウェブサイト目録3に掲載されている情報を掲載してい

ないし、情報の出処、正確性、秘密とされていたものか、もともと公表されていたものか、一切承知していないため、別紙ウェブサイト目録3が原告らの人格権を侵害するものかどうかについては不知である。

少なくとも原告解放同盟構成員の氏名や役職は、解放新聞等に掲載されていることがあるし、住所や電話番号は電話帳等で調べられることもあると、被告らは認識している。

原告らは「部落解放同盟関係人物一覧」に掲載されていなくても、全国部落調査に「自らあるいは近親者が居住する(あるいは居住していた)地域が「部落」所在地として掲載されている」から原告適格があると主張する。

これは、誰かが人格権侵害を受けた場合には、地縁や血縁関係のある者まで当事者となるということであり、何ら法的根拠がなく、市民感覚と乖離しており、地縁や血縁による特別な法的地位を認める極めて危険な考えである。

また、全国部落調査については、具体的にどの記述が、原告らのうち誰の人格権を侵害するのか全く説明されておらず、原告らの主張は杜撰である。

5 第1第3項(1)(2)について

被告らの主張の概要については認める。横浜地方裁判所相模原支部から間接強制の決定を受けたことは認めるが、これは民事保全についての裁判であって別個のものである。被告らが別紙書籍目録1, 2記載の書籍を所持しているとの主張は否認する。その余は争う。

原告らは、全国部落調査に係る契約関係が存在しなくても人格権侵

害等は成立すると主張するが、被告らは、全国部落調査に係る原告らと被告らとの間に契約関係がないだけでなく、全国部落調査の内容が原告らと何ら関係がないことも問題にしているのである。

先述の通り、原告らは、全国部落調査のどの記述が原告らのうち誰とどのような関係があるのか全く説明していない。

甲29号証の書籍は「全国部落調査」に学術的価値があることを横浜地方裁判所に説明するために必要な部数だけ作成したものである。これらは既に裁判所および債権者に提出済みなので、同じ物は被告らの手元にはない。

最近になってデジタルデータを全自動で、市販の本と同程度の品質で印刷・製本する機械が開発されており(乙66)、それを導入している業者に依頼すれば、市販の本と同程度の価格で1冊から製本可能である。

要は、裁判所提出用の資料を印刷しただけなのだが、あまりにも高品質だったので、技術の進歩を知らず、物事の本質を見ることができない原告らが、本格的な出版が行われたものと勘違いしたのである。

同じ方法を使えば同程度の品質の書籍を誰でも作成可能である。実際に、被告らの知らない所で既に同様の物が相当数作られていると考えられる。

印刷技術は常に進歩しており、オンデマンド印刷・OCR といった技術によりデジタルデータと印刷物の境界はなくなりつつある。

6 第1第4項(1)(2) について

被告らの主張の概要については認める。被告宮部が徳島地方法務

局から削除要請を受けたことに対して断固拒否したことは認めるが、それをもって被告宮部が「同和地区 Wiki」の記事について削除の権限を有することを自白したとするのは、誤りである。その余は争う。

被告準備書面(1)31頁で説明した通り、「同和地区 Wiki」は誰でも記事を編集でき、削除は可能なものである。また、徳島県の同和施設一覧は被告宮部が掲載したものではないため、徳島地方法務局が被告宮部に削除要請をすること自体がそもそも筋違いであるから断固拒否したものである。

全国部落調査のデータについて被告宮部が「同和地区 Wiki」に掲載したことは認めるが、もとより「同和地区 Wiki」は誰でも編集可能なサイトである。

横浜地方裁判所相模原支部の仮処分(甲28)は、事実上「同和地区 Wiki」自体の存続を不可能にさせるものであったため、やむなく被告宮部が管理していた「同和地区.みんな」ドメインを「同和地区 Wiki」のウェブサイトから切り離したものである。

インターネットのドメイン名はウェブサイトとは別のものであり、ウェブサイトの内容を管理していることとは関係がない。例えば、現在「同和地区.みんな」にスマートホンなどでアクセスすると「部落解放同盟中央本部」のウェブサイトへ接続するように設定されている。

7 第1第4項(3) について

争う。

プロバイダ責任制限法は、不特定多数による情報発信を媒介するウェブサイトについて、全ての内容をウェブサイト管理者がチェックするこ

とは現実的でないことから、ウェブサイト管理者の責任を一部免除し、事後的な対応を許したものである。

仮に「同和地区.みんな」ドメインを被告宮部が管理していたことをもって、「同和地区 Wiki」を管理していたものとしても、被告宮部自らが全ての情報を発信していた事実はない。

被告宮部は「同和地区 Wiki」は同和地区の特定と研究のためのサイトと認識しており、被告宮部が自ら掲載したのは全国部落調査等の同和地区一覧が掲載された文献の内容と、それらに対する解説の一部のみである。

「同和地区 Wiki」に掲載された情報は膨大であり、不特定多数により頻繁に更新が行われていたため、その全ての内容を誰かがリアルタイムで把握することは現実的ではない。

8 第2第1項(1)について

原告らは図書館に所蔵されていたからと言って、「公衆に開放すること。広く、入場・出席・傍聴・観覧・使用などが許されていること」にはならないと主張するが、失当である。

図書館法第2条によれば、図書館とは「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」のことであるのだから、図書が置かれた場所が閉架であろうと開架であろうと、一般公衆に開放されることには変わりがない。

原告らが言う「調査研究の用に供するため」に限られているのは、著作権法第31条第1項第1号が定める複製である。図書の閲覧、既に

著作権保護期間が切れているものの複写、同和地区の地名一覧のような単なる事実の羅列をメモすることについては制限がない。

特に最近ではほとんど全ての図書館の蔵書をインターネットで検索可能であるし、「カーリル」(乙67)、「Webcat Plus」(乙68)等の複数の図書館を横断して検索できるサービスも存在する。

それどころが、「グーグルブックス」(乙69)、「CiNii」(乙70)、「国立国会図書館サーチ」(乙71)のように図書や論文の見出しや内容を検索可能とするサービスが存在する。

さらに、「国立国会図書館デジタルコレクション」(乙72)は著作権保護期間が切れた図書をインターネットに開放している。全国部落調査を作成した団体である中央融和事業協会が作成し、融和事業の対象となった地名などが書かれている「融和事業年鑑」や、旧因幡国の穢多村の場所が記載された「因幡誌」(乙34)等を見ることができる。

また、「Amazon」(乙73)や「日本の古本屋」(乙74)では、既に廃版となった書籍であっても、古本として流通しているものがあれば、容易に見つけて取り寄せることができる。

このように出版物、書店、図書館はインターネットと融合しつつあり、それに伴って居住地、経済格差、研究者かそうでないかといった制約はなくなりつつあり、図書館にしかないから「公衆はアクセスが難しい」という原告らの考えは既に時代遅れのものである。

原告らが「差別だ、差別だ」と騒いでいる間に、世の中は平等になってきているのである。

9 第2第1項(2)について

原告らは被告らが提出した乙7ないし乙20までの出版物について、それぞれ全国部落調査との違いを述べているが、別の出版物なのだから、違いがあるのは当然のことである。

原告らは何ら法律上の根拠を示さずに、全国部落調査と被告らが挙げた図書との違いをあげつらって、全国部落調査の出版禁止と、被告らが挙げた図書の出版を正当化するように、何ら法律上の根拠がなく、原告らにとって都合の良い「俺様ルール」を場当たりに作り出したに過ぎない。

全般的に、一般人にアクセスすることが困難であるという趣旨に主張がされているが、前述の通り現在では図書館の所蔵資料は図書館横断検索サービス等で容易に発見可能であり、この点原告らの主張が誤りであることは明らかである。また、常々原告らが問題視しているような探偵、興信所、調査会社のような、一般人ではない「プロ」の手にかかれば、さらにアクセスは容易である。

原告らは、部数が限られており一般に配布されなかったからよいといった主張をしているが、それならば全国部落調査も部数を限定して数万円くらいでこっそりと販売するのであればよいのだということになる。

原告らは、特定の都道府県に限定されているからよいという趣旨の主張もしているが、原告らは被告らに対して「一部を抽出しての掲載」をも禁ずる請求をしており、矛盾している。

『山陰之教育第二十號』(乙7)と『特殊部落改善資料』(乙8)について発行から100～120年以上経過しているから「歴史的価値を有する資料」「歴史的資料」としているが、全国部落調査も発行から既に80年以上経過したものである。原告らによる歴史的資料との判断はご都合

主義なものである。原告解放同盟は200年以上前に作られた「五街道分間延絵図」の復刻出版に干渉したことがあり(乙75)、このことから、歴史的資料だからよいという原告らの主張は場当たりのものであることが証明される。

『部落問題・水平運動資料集成補巻一』(乙18) の「大谷派地方関係寺院及び檀徒に関する調査」について、原告らは「被差別部落が特定されているものではない」とする。しかし、被告らが所属する全国部落解放協議会がこれをインターネットで公開したところ、原告解放同盟は「これは鳥取の部落地名総鑑となるのではないかと心配し、さらに資料の入手がどこで、どのようにされたのか気がかりとなった」と解放新聞に掲載し、部落一覧と認識した(乙76)。この点から、原告解放同盟は同じ内容であっても、身内が公表したものでなければ「部落地名総鑑」とする一方、身内が公表したものと分かった途端に「被差別部落が特定されているものではない」というご都合主義な判断をしていることが証明される。

また、原告らは同書にある群馬県内の「被虐部落」一覧について「出版に近い時点での部落の分布を示したのではなく」と言うが、それは全国部落調査の復刻版にも言えることである。

原告らは全国部落調査の復刻が許されない理由について、読みやすく、誰もがアクセスすることができるから許されないといった主張をしているが、それは出版業の否定に等しい。誰もが平等に情報にアクセスすることで、平等に知識が広がり、ひいては社会全体の平等につながるのである。

「行政関係者や解放運動に従事するもの(諸団体の関係者)、研究

者など」に頒布が限定されていないから駄目だという主張は、表現の自由を利権化し、顧客を差別せよと言っていることに等しい。

しかも、原告らの被告らに対する請求は、そのような限定をせよということではなくて、有無を言わず被告らによる出版を禁止するものであるから、原告らの主張は原告らの被告らに対する請求と矛盾している。

また、例えば法務省はインターネット上に同和地区名を掲載することについて「特定の地域に居住する不特定多数の者に対する不当な差別的取扱いを助長し、又は誘発する目的で掲載されて」いる場合に人権侵犯事件としているのであって(甲31)、部落ないし同和地区名の公表がただちに人権侵犯であるとはしていない。無論、被告らには「特定の地域に居住する不特定多数の者に対する不当な差別的取扱いを助長し、又は誘発する目的」はない。

10 第2第2項 (1) (2) (3)について

隣保館・教育集会所・改良住宅の現在における名目上の位置づけについて、原告らが主張する通りであることは認める。しかし、事実上は隣保館・教育集会所・改良住宅は紛れもなく同和地区の目印になっており、この点原告らの主張には矛盾がある。

原告らは「各施設が被差別部落の目印になるというのは事実として誤っている」と述べておきながら「隣保館、教育集会所、改良住宅について、被告らのように差別的意図をもって、これらを「目印」とするような人がいることも否定できない」と述べている(21頁)。無論、被告らには差別的意図はなく、被告らは事実を指摘しているだけなのだが、結局原告らは隣保館・教育集会所・改良住宅が同和地区の目印になり得る

ことを否定していないのである。

これは被告らの独自の考えではなく、自由同和会も2011年の運動方針において「同和問題を少し勉強すれば同和地区には隣保館や改良住宅が建設されていることが分かり、なおかつ 同和地区の所在はすぐに判明する、インターネットで県や市町村のホームページで隣保館や改良住宅を検索すれば、航空写真や衛星写真で同和地区全体を観ることもできる」と指摘している(乙77)。

原告らが提出した『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』(甲13)の45頁にも、調査会社が、ある女性の住所が「解放会館」の隣であることで、そこが部落と判断し、女性が「部落出身」であると判断した例が紹介されている。ちなみに、被告宮部が仄聞したところでは、この女性は実際には「部落出身」ではなかったようである。この件の事情は原告北口末広がよく知っているので、どうして住所が部落なのに「部落出身」ではないのか、もし関心があれば裁判官は原告北口末広に釈明を求められたい。

この「解放会館」というのは大阪府でよく使われた隣保館の呼称であり、部落と言えば解放会館、解放会館と言えば部落というくらいに、大阪府ではよく知られていた。「大阪府解連協設立10年のあゆみ」(乙78)にある「大阪府解放会館名簿」によれば大阪府の隣保館は部落名を冠した解放同盟支部とほぼ1対1で対応しているし、『大阪の同和事業と解放運動』(乙17)にある部落一覧と比較することでも、部落と隣保館が対応関係にあることが確認できる。

被告宮部が滋賀県に同和対策地域総合センターの公開を求めた裁判でも、最高裁平成26年12月5日判決で滋賀県の「一覧表に網羅的

かつ一覧的に掲記されている各地域センターの名称や所在地等が上告人(註:滋賀県のこと)において把握している同和地区の名称や所在地等として一般に認識されるおそれがある」としており、滋賀県における隣保館・教育集会所の総称である地域総合センターの所在地が同和地区と認識され得ることが認められている。

また、隣保館は原則として50世帯以上の同和地区に設置され、利用世帯数によって規模が決まっていた(乙79 160頁)。教育集会所は30世帯以上200世帯未満の同和地区に設置された(乙79 146頁)。隣保館と教育集会所は同和地区の場所の目印になるだけでなく、その規模から同和地区の世帯数を推定することもできるのである。

原告らの言う通りウタリ対策でも隣保館は設置されたが、これは北海道内に限られ、「生活館」と呼称されており、なおかつ北海道には同和地区は存在しないので、ウタリ対策の隣保館が同和対策の隣保館と混同されることはない。

11 第2第3項(1)について

全国部落調査の復刻によって「原告らそれぞれの人格権侵害が発生する」ということを原告らは明らかにしていない。それどころか、全国部落調査と原告らがどのような関係にあるのかさえ明らかでないので、原告らの主張は全て失当である。

12 第2第3項(2)について

過去の事件の詳細については不知。「身元調査はそれ自体が部落差別なのである」点は否認。その余は争う。

原告らは、社会情勢についての持論を述べているだけであって、なぜ原告らに被告らによる全国部落調査の復刻を差し止める法律上の権利があるのかという説明になっていない。

被告らは調査会社や司法書士や行政書士に関わる様々な「事件」を挙げるが、被告らは調査会社とも司法書士とも行政書士とも無関係であるし、全国部落調査や原告らとの関係も不明である。

しかも、1998年の株式会社日本アイビー社の件は18年も前のことで「現在」ですらないし、その余の「事件」については「部落」との関係すら明らかでなく、原告らの「身元調査はそれ自体が部落差別なのである」との持論から強引に「部落」と関連付けているだけのものである。

例えば、過去に記念品としての家系図を作成した業者が行政書士法違反に問われたものの無罪となった事件があり、業者が戸籍謄本の不正請求を行っていたことが明らかとなったが、これは部落とは無関係なものである(平成22年12月20日最高裁第1法廷判決 刑集 第64巻8号1291頁)。

戸籍謄本と全国部落調査を結びつければ「被差別部落出身者」を調査できるという趣旨なのであれば、被告官部の戸籍謄本の写し(乙80)を提出するので、ぜひ原告らで被告官部が「被差別部落出身者」であるかどうか判断し、その結果と根拠を説明されたい。原告らだけではなく、裁判官におかれても試されたい。本人が許可するのだから、遠慮は無用である。

13 第2第3項(3)について

全て争う。

原告らは、被告らが原告解放同盟の綱領を意図的に「誤読」と主張するが、被告らは常人の感覚で原告解放同盟の綱領を解釈しただけである。

綱領は原告解放同盟が作ったものなのだから、どう解釈するかは原告解放同盟次第であって、原告解放同盟にとって都合の悪い解釈をされたら「誤読だ」と言うことはいくらでもでき、原告らによる「誤読」との主張は意味をなさない。

問題は、常人にとって原告解放同盟の綱領がどう解釈されるかである。

原告解放同盟の綱領にある「部落解放が実現された状態とは、部落民であることを明らかにしたり、歴史的に部落差別を受けた地域が存在していても、何らの差別的取り扱いや排除・忌避を受けることなく人間としての尊厳と権利を享受し、支障なく自己実現ができる社会環境になることである」という一文をそのまま解釈すれば、現状がどうであれ、原告解放同盟は最終的に部落を公表することが目的と考えざるをえない。

また、原告解放同盟の過去の言動からも、そう考えざるを得ない。

例えば、原告らは「アウトティングの危険性」について説明しているが、少なくとも被告らはアウトティングなどしていない。アウトティングをしてきたのは原告解放同盟のことである。

原告解放同盟は1976年に、いわゆる狭山事件の高裁判決に抗議して「同盟休校闘争」と称して、解放同盟員の子供を運動に駆り出した。「同盟休校」というキーワードで図書館や古書店を探すと、原告解放同盟による書籍を多数見ることができ、子供がゼッケンを付けさせられて

デモを行っている写真が掲載されているものもある(乙81, 乙82)。「同盟休校みたいなもんやったら、うちの子が部落やちゅうことをふれてまわるようなもんやないけ」「部落やということがわかる。学校休むのいやや」という保護者が子供がいる中で同盟休校を強行し、さらには「同盟休園」として幼児まで駆り出した(乙45)ことが記録に残されている。

これをきっかけに、学校で「部落民宣言」が行われるようになり、実際に被告官部は1990年に鳥取市の美和小学校で「本人の意向を全く顧みることなく」、鳥取市下味野のクラスメートが「私達の住んでいるところは部落です」と言われるのを目にしている。

このことからすれば、被告らは原告解放同盟の綱領を誤読しておらず、むしろ原告解放同盟の本質を突いたのである。

当分の間は部落名を公表しないようにし、風化を促すことで部落差別を解消するという考え方もあり得る。しかし、原告解放同盟の活動は前述のようなものである。現在でも支部名に部落名を冠し、自らに都合が良い場合は機関紙や出版物に部落の場所を特定する内容を掲載する原告解放同盟が、団結権と表現の自由によって保護され公然と活動している以上は、風化による解消は不可能である。

従って、部落に関する情報を徹底的に暴露して拡散し、部落問題に関する知識や議論の不平等をなくし、誰が「被差別部落出身者」なのかという認定がいかにかデタラメであるかを明らかにし、問題を「閉じ込める」のではなくて「希釈」することにより解決するしかないというのが、いかに部落問題を解決するかという問題についての被告らの結論である。

14 第2第3項(4)について

全て争う。

「あらゆる表現の自由が無制限に保障されているのではなく、他人の人格権を侵害する表現は、表現の自由の濫用であって、これを規制することを妨げない」と原告らは言うが、「あらゆる人格権が無制限に保障されているのではなく、他人の表現の自由を侵害する人格権の主張は、人格権の濫用であって、保護するに値しない」もまた真である。

いわゆる「加須市長選挙無効事件」(民集 30 卷 8 号 838 頁)においても、東京高等裁判所判決(昭和 50 年(行ケ)第 127 号、判時 806 号)は「部落差別を許さないことは、憲法の規定をまつまでもなく、現代社会の基本理念であるが、それと、そのためにどのような対策を行うか、その方策如何の問題は全く別個の事項である。これらの事項について論ずることはまさに言論の自由に属する」「差別を助長するような言論をなす者があつたとしても、これを公権力によって抑圧することが適法かどうかは全く別の問題である。言論に対しては言論をもってすべきが現代社会の常法であろう」との判断をしている。

例えば、「嘘八百で侮辱されて悔しい」と「正論で言い負かされて悔しい」という感情は非常によく似ており、どちらも本人からすると人格権を侵害されたと感じるであろうが、後者のような感情までも保護すれば、民主主義の根底が破壊されることになる。

被告らは、「部落地名総鑑」は実は部落問題解決のために作られた資料が元になっていた、原告解放同盟も「部落地名総鑑」と同様の出版物を出していたという、原告らにとって政治的に都合の悪い「正論」を示したのである。被告らは事実を示しただけであるし、原告らを侮辱していない。原告らが「人格権を侵害された」と感じるのであれば、それ

は「正論で言い負かされて悔しい」という感情と同じである。

15 第2第4項について

原告らは「部落の地名の公表等により実際に権利侵害を受けた」というが、そのような事実は存在しない。その余は争う。

原告らが挙げる判例(税関検査事件・最大判昭和 59 年 12 月 12 日、北方ジャーナル事件・最大判昭和 61 年 6 月 11 日)は、根拠となる法律があつて、権利侵害の事実があつて裁判所が判断したものである。

しかし、原告らは今に至るまで、どの法律のどの条文に基づいて被告らに対する請求を行うのか、全国部落調査のどの記述がそれぞれ原告らのうち誰の権利を侵害しているのか、全く説明できていない。

また、原告らが「部落問題に関する議論や研究を意のままにしようとしている」ことは事実であつて、重要な問題である。

前述の通り、原告解放同盟は200年以上前の古地図の復刻にさえ抗議をしている。

部落解放同盟東京都連合会は東京都皮革技術センターが発行した「かわとはきもの No.172」で「木下川地区のあゆみ」という、全国部落調査にも掲載されている地区名を含む文言が消されたことに抗議している(乙83、乙84)。

Q&A サイト、ヤフー知恵袋に「肉屋で『それ四つ下さい』等と言いながら指で四を示したら裏方に連行され暴行・殺害されるというのは本当でしょうか?」との質問が投稿された件では、法務局を通してヤフーに圧力をかけて記述を消させている(乙85)。

前回の口頭弁論で、被告らが「(ヤフー知恵袋での)やり取りが気に

入らなければ原告らが自ら質問・回答すればよい」と言ったのに対し、河村弁護士が力を込めて「なんで差別を受けた側が、対処しないといけないんだ」といった趣旨のこと言っていたが、原告らは他人を黙らせたり、意のままにしたりするためであれば努力を惜しんでいない。原告らは単に議論により理解を深める努力を怠っているか、議論するだけの知恵がないことを誤魔化しているのである。

これは原告らだけの問題ではなく、「被差別部落出身者」を自称し、都合が悪くなれば「差別だ！」と凄めば何でも通ってしまうという「部落差別の実態」があるから、原告らのような者が出てきてしまうのである。

16 第2第5項について

原告らは、「被差別部落出身者」なる身分を裁判所に認めさせようとしている点について否定しているが、本当にそうであれば、原告らが「被差別部落出身者」であると自称する理由がない。

原告らは、「社会的実体として「被差別部落」が存在することを前提に、被告の行為が「被差別部落」出身者を含む原告らに対する権利侵害にあたることを主張しているだけ」と言うが、そのこと自体、原告らが「差別部落民」であると裁判所に認めさせようとすると同じである。

17 第2第7項について

全て争う。

被告らは、原告らが言うような「定義」が定まらないと権利侵害がない」との主張はしていない。

全国部落調査の位置づけと、原告らが「被差別部落出身者」を自称

することがどれだけいい加減なことであるか、理解を深めるために、事実を説明しただけである。

被告らは、かつて中央融和事業協会によって「部落」として認識されていた場所についての資料を復刻しただけである。

原告らは「黒人」や「障害者」の事例を挙げるが、例えば「米国のオバマ大統領は黒人だ」とか「乙武洋匡は障害者だ」と言ったところでオバマ大統領や乙武洋匡の人格権を侵害したことにはならないし、被告らは「侮蔑する発言」も一切行っていない。むしろ、部落に一度住んだだけで特殊な身分が付いてまわるかのような、国民の居住移転の自由を愚弄する根も葉もない主張をしているのは、原告らである。

原告らの反論は反論になっておらず、結局原告らは「部落」というものを定義できないことを認めているのである。

原告部落解放同盟の綱領も原告部落解放同盟の独自の見解にすぎないし、「歴史的根拠と関連を持つ」ということも、何とでも解釈できるものである。

18 第2第8項について

全て争う。

被告らは、原告らが言うように「定義」が定まらないと権利侵害がない」との主張はしていない。

全国部落調査により「被差別部落出身者」の人格権が侵害されるとい主張がいかにも荒唐無稽で、原告らが「被差別部落出身者」を自称することが、どれだけいい加減なことであるか、理解を深めるために、事実を説明しただけである。

原告らは、部落解放同盟の規約に従い構成された同団体の支部の同盟員であるというが。そもそも「部落住民・部落出身者を同盟員とする」という要件が、いい加減なものである。この点についてはさらに具体的事例を交えて後述する。

19 第2第9項について

全て争う。

被告らは、原告が言うように「部落差別の定義なければ権利侵害なし」といった主張はしていない。

原告らの「差別されない権利」なるものが、いかにいい加減なものであるかを主張したのである。原告解放同盟が差別と判断する基準は「ハンがころんでも差別か」と批判されるほど(乙42 252頁)、異常・異様なものであり、原告らが言う「差別されない権利」を認めることは非常に危険なことである。

原告らが言う、「被差別部落出身者であることを理由に不利益な取り扱いをすればそれは部落差別である」という点は認める。

さらに付け加えると、「えせ同和行為」も部落差別である(乙86)。「被差別部落出身者」をことさら自称し、同和問題を口実に示現舎に義務のないことを要求している、原告らの行為は「えせ同和行為」に他ならない。

被告らはあくまで、原告らを対等な国民と見て主張しているのに、原告らは「被差別部落出身者」を自称し、対等でない扱いを裁判官に求めている。原告らは、今まさに部落差別をしているのである。

20 第2第11項について

「本訴訟において原告らは、「原告解放同盟は『被差別部落民』の代表」だという主張はしていない」との主張は認める。

しかし、「本訴訟において」でなければ、原告らが被差別部落民の代表と主張していることは事実である。部落解放同盟東京都連合会は、東京都総務局人権部に対して「部落解放同盟は、1922年に結成された全国水平社を継承し、(1955年部落解放同盟に改称)、部落差別の完全な撤廃を目的に活動する全国の被差別部落民を代表する大衆団体です。「都連」は部落解放同盟中央本部の方針にもとづき活動し、都内の被差別部落出身者で構成されています」と回答している(乙87)。

21 第2第12項について

「国土交通委員会(乙47)での議論を前提にすれば、被差別部落の所在地を明らかにしている「全国部落調査」が部落差別を助長する」と原告らは言うが、これこそ宅建業法47条を理解しない解釈である。

宅建業法47条は不動産業者が顧客に決められた事柄について事実を告知する義務を定めたものであって、特定の事実を告知することを禁じたものではない。むしろ、属地主義の同和対策固定資産税減免が実施されている同和地区に限れば、その事実(宅建業法第37条第1項12号)を告知しなければならないと解釈できる。

大阪高等裁判所平成26年9月18日判決(判例時報 2245 号22頁)は、ある物件で自殺者が出たという、明らかに住人に実害が生じさせるものでない事柄でさえ「嫌悪すべき歴史的背景に起因する心理的欠

陥」と断じている。しかし、国土交通大臣は、ある物件が部落にあることは宅建業法47条による告知義務の対象にならないというのである。

すると、部落とされる場所を明らかにすることで、誰かに不利益が生じるといった結論は理論的に導き得ないのである。

まら、原告らは被告らが「被差別部落所在地情報をただ単純に晒し続ける行為」をしているかのように言うが、被告らは実際に部落に出向き、その実態を取材し研究し論考し議論しているのであって、「単純に晒し続ける行為」には当たらない。

22 第2第13項について

原告らは「本訴訟は、原告らの被害回復及び被害拡大防止にとって極めて重要な意味を持っている」というが、実際は原告らの自己満足ないしは政治的なアピールでしかない。

原告解放同盟は、解放新聞(2016年7月18日)において、「この裁判は、差別者 M らを徹底的に糾弾し、社会的に追放する闘いである」としている(乙88)。原告らはもとより被害など受けておらず、被害回復及び被害拡大防止ではなく、原告らによって政治的に都合の悪い被告らを糾弾し、社会的に追放したいのである。しかし、それは無駄な努力である。

全国部落調査の研究は被告らだけではなく、万人が望むことである。そうであるから、「同和地区.com」が登場し、今も活発な研究が続けられている。

学問の自由は憲法により「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と定められたものである。歴史は万

人のものであり、歴史研究の自由は天から与えられた永久の権利である。人間の根源的な欲求である知的探究心は、いかなる権力によっても縛ることはできない。

全国部落調査の研究の自由は、自称「被差別部落出身者」らが言うところの「人格権」や「差別されない権利」などという、エセ人権とは本質的に異なるものである。

たとえ被告らに対して公表を禁じても、禁じられればますます見たくなるのが人間の性であり、誰かが公表を続けるし、無論公表が禁じられないのであれば被告は遠慮なく出版する。つまり、人類共通の知的財産である全国部落調査が再発見された時点で、運命は決まっているのである。

本件とは無関係に被告解放同盟が解放新聞等に部落名を書き続けているのと同じように、場当たりの命令で被告らの口を閉ざしても、被告らはまた別の方法で部落を特定するし、被告ら以外の誰かが自発的に全国部落調査を公表する努力を続けることを止めることはできない。

23 第2第14項について

被告らの主張は「出版やインターネット上での公開行為で原告らの人格権を侵害しても、「全国部落調査は学術的価値の高い文書である」から、被告らの行為が正当化され、不法行為が成立しない」というものではなく、もともと全国部落調査の公表は誰の人格権も侵害しないということである。

むしろ被告の主張は、原告らの請求こそが学問の自由の侵害であっ

て、出版妨害は違法行為だということである。

「部落差別に苦しむ当事者」云々といった主張を原告らはしているが、第2第11項で「原告解放同盟は『被差別部落民』の代表」だという主張はしていない」と言っているのだから、「部落差別に苦しむ当事者」なるものを代弁する資格は原告らにはない。

「被差別部落を訪れ、写真を撮影し、それをインターネット上に晒すことを奨励しているかのような」と原告は言うが、「被差別」であるかどうかはともかくとして、「かのような」ではなく、被告らは部落を訪れて写真を撮影してインターネット上で公表することを被告は奨励しているのである。

歴史に縁のある場所を訪れて写真を撮って SNS 等で共有することはごく普通のことであって、部落に対してもそのような普通の扱いをしてこそ、真の部落解放が実現されると被告らは確信している。現に広島原爆ドームのような負の歴史と縁のある場所であっても、普通に観光名所になっている。

原告らの言う「当事者の悲痛な思い」というのは、部落地名総鑑事件の真相を突き止められた上、部落についての研究を独占できなくなって「悔しい」という原告ら自身の独りよがりな感情を、あたかも多数の総意であるかのように、もっともらしく言い変えたに過ぎないものである。

24 第2第16項について

「被告官部は「特定電気通信役務提供者」に該当しない」との主張に対しては否認ないし争う。

「被告官部は、法務局の削除要請により一時削除されたにもかかわ

らず、プロバイダを国内から海外に移し、「同和地区 Wiki」を晒し続けることに拘泥したのである」という主張は否認する。

原告準備書面1の7頁にある通り、被告官部は「徳島地方法務局から削除要請を受けた」が断固拒否した。「同和地区 Wiki」のサイト自体は被告官部の管理下になく、一時削除されたのか、プロバイダが国内から海外に移されたのかも、被告官部の与り知らぬことである。

被告官部が「部落解放同盟関係人物一覧」も含め「同和地区 Wiki」で公開されている内容を熟知していた」ことも否認する。「同和地区 Wiki」の内容は膨大で、不特定多数により頻繁に更新されており、その内容を全て把握することは誰にとっても現実的ではない。

「被告らの『部落解放同盟関係人物一覧』について、被告官部がその情報の流通を知ったのは乙1号証の仮処分命令申立書が送達された時」との主張は、虚偽である」との主張も否認する。

第2 全国部落調査の出版禁止は特定団体の政治的主張に与するものであること

部落解放運動団体は原告解放同盟が唯一のものではなく、他にも自由同和会、全日本同和会、全国地域人権運動総連合(人権連)などの団体があり、それぞれ部落問題に対して異なる認識を持っている(乙89, 90)。

全国部落調査の復刻に対し抗議しているのは、原告解放同盟を含むごく一部の団体だけである。

自由同和会は2011年に「最近、部落解放同盟が部落地名総鑑を発見したと騒いでいる」と解放同盟を批判し、同和問題を少し勉強すれば同和地区の場所は分かるものであって、大騒ぎする必要はないとの趣旨の主張をした(乙77)。

もともと自由同和会は「そのような差別を好む者が部落地名総鑑を作成してイン

ターネットに流すなど悪用した場合には、毅然として対処することは当然である」ともしているが、被告らは「差別を好む者」でもないし、全国部落調査はあくまで「部落地名総鑑の原典」であって、むしろ差別解消のために作られた資料である。そのため、被告らは今に至るまで自由同和会の抗議を受けていない。

自由同和会は「今や混住化が進み半数以上は同和関係者以外の人達であることを広報することのほうが部落地名総鑑を無意味にする近道ではないだろうか」と述べている。これに照らせば、被告らは部落地名総鑑のもととなった資料が実は昭和初期のものであり、現在とはまったく状況が異なっていることを示したので、全国部落調査の復刻は、部落地名総鑑の無意味化に貢献している。

乙91号証は、その自由同和会の主張に人権連が同調し、現在国会で審議されている「部落差別の解消の推進に関する法律案」に反対するために国会議員に要請した文書である。

また、乙92号証はかつて中核派と関わりのあった新左翼系の団体である部落解放同盟全国連合会(全国連)が被告らに送ってきた「糾弾状」と称する文書で、被告らをさんざん罵倒し、「確信犯には実力糾弾も辞さない。「やってもいいんだ!」。胸のつかえを取っ払い、思いを解き放つ。そのような大衆行動こそが今求められる」と脅迫的な文言を用いている。

さらに、この後も2度にわたって「糾弾状」(乙93, 94)が送られてきており、「ここで九州で、かつて起った前代未聞というべき差別事件を明らかにしておきたい。われわれの後輩にあたる一人のきよだいが、結婚したあとにおこった許しがたい部落差別の事実である。二人の間には愛の結晶として子供が生まれ、女子であった。ところが子どもの誕生の直後に重大な問題がもち上がった。一般地区出身の彼女が、彼には秘密にして子供の体内の血液を、別のと全て取りかえたというものだ。「部落民の血によって子どもがけがれる」と誤った恐るべき思想を実行したのだ。

怒りに耐えないだけでなく、「身の毛がよだつ」という言い方があるが、それは、われわれの身におきたことである」(乙94 3枚目)との異常・異様な主張をされている。

もともと、原告解放同盟と全国連は別団体ではあるが、原告らが被告らとは無関係な調査会社等による身元調査を引き合いに出すのであれば、部落解放運動団体によるこのような言動についても釈明して然るべきである。

原告解放同盟も約40年前の「部落地名総鑑事件」では「昼夜3日徹夜糾弾」を実施し、企業や行政の職員を監禁し、有無を言わず言いなりにした(乙95, 96)。なお、この「糾弾」で企業担当者3人が救急車で搬送され、三菱鉱業セメントの幹部が自殺したとされる(乙97)。解放同盟が「業務」と称する、行政や企業との関係で積み重ねてきた成果の実態は、このような過去の解放同盟の言動によって形成された、行政や企業関係者による「部落」に対する恐怖に裏打ちされたものである。

原告らの請求は、このような団体である解放同盟・全国連の主張に与する、政治的に偏向したものである。

被告らが所属する全国部落解放協議会(全国協)は塩見鮮一郎先生(乙31)と住田一郎先生(乙51, 52)の部落解放理論を全面的に支持し、部落とは何なのかを徹底的に解明して明らかにし、暴露することを無意味化することにより、真の部落解放と研究の自由等を獲得しようとするものである。

全国部落調査出版の是非は、部落問題を無知と恐怖と不寛容により解決しようとする解放同盟・全国連と、知識と対話と寛容により解決しようとする自由同和会・人権連・全国協の、どちらの勢力が正義なのかという問題なのである。

無論、後者が正義であることは明白である。

第3 全国部落調査の復刻は学問の自由に関わる問題であることの補足

「全國部落調査」は様々な部落研究の書籍、論文から引用され、部落研究の基礎資料となっており(乙98ないし107)、その学術的価値は疑いのないものである。また、一部の研究者が全國部落調査を見られる状態にあることは明らかである。

部落の場所を知ることは部落の研究に欠かせないものである。例えば、原告解放同盟の関連団体が発行する部落解放研究においても、部落の場所を国勢調査のデータと突き合わせた研究が行われている(乙108)。

全國部落調査は過去に出版禁止事件の対象になった出版物とは全く価値が異なるものである。すなわち、全國部落調査の内容は、個人的な恨みや、出版社の功名心や営利に関わるようなものではなく、無数の歴史研究者が知ることを望むものなのである。そのため、被告らのみに対して出版禁止命令を発したところで、全國部落調査の公開を望む無数の有志の行動を阻むことはできない。

部落解放を実現するためにも、また日本の学問研究をさらに豊かにするためにも、部落研究というものは極めて重要な分野なのであり、その基本となる史料の一つである全國部落調査を封印することは、極めて愚かな行為であると言わざるえない。部落の有象無象の印象を膨らませ、より強いタブーという印象と、それに対する無言の悪印象のみを増大させる結果にしかならず、実際の部落の姿そのものも封印してしまうからである。

学問の自由は、自由民主主義社会の根幹の理念の一つで、それが失われた時にどのようなことが起こるのかは、戦前の天皇機関説や統帥権の議論を見てもその帰結は明らかである。

原告解放同盟の請求で全國部落調査を発行禁止にできるということは、全國部落調査に類する情報のみならず、関連する研究・議論を原告解放同盟が独占することに等しい。原告らの請求は人々が正しい知識を得る機会を奪い、既存の研究の検証すら不可能にし、原告解放同盟にとって都合の良い知識だけを、原告解

放同盟に従順な研究者を通してしか得られないようにする、極めて反民主主義的・反自由主義的なものがある。

学問は誰にでも開かれているものであって、特権的な研究者のみが許されたものではない。原告解放同盟の主張は「人は差別をするから情報をほしいままにして洗脳しなければ差別はなくなる」ということであって、それこそ大衆蔑視で、差別的な考えである。

第4 部落を特定しなければ同和問題に係る事件の報道や議論はできないこと

平成27年1月8日に部落解放同盟岐阜県連合会大垣支部長の石井涼也による殺人未遂事件があった。

被告らは平成28年10月4日から同月7日まで行われたこの事件の裁判を傍聴し、事件の背景を取材した(乙109)。

裁判では、石井涼也が解放同盟大垣支部員の下城信彦に被害者の殺害を依頼したことが明らかとなった。下城信彦は石井涼也に協力した理由は、石井涼也の父親で前解放同盟岐阜県連委員長の石井輝男への恩義であると証言した。また、裁判員が下城信彦に部落解放同盟というのは部落と関係なくても入れるのですかと尋ね、下城信彦がそう認識していると答える一幕があった。

解放同盟大垣支部がどのようなものか取材するうち、岐阜県と大垣市には、同和地区住民を対象とした貸付金制度があることが明らかとなった(乙110, 111)。

そして、石井輝男前解放同盟岐阜県連委員長の出身地である大垣市南若森は全国部落調査に掲載されておらず、他の資料からも歴史的には部落ではないことが明らかとなり(乙112, 113)、関係者の証言から石井輝男が元ヤクザで、仕事のために部落民を自称していたに過ぎないことが明らかとなった。そして、大垣市が歴史的には部落でない場所を同和地区として指定し、解放同盟大垣支部に施

策の対象者の認定を丸投げする不適切な同和行政を行ってきたことも明らかとなった。

それだけでなく、解放同盟岐阜県連現委員長の古田健二、山口尚晃の住所もことごとく全国部落調査にはなかった。

もし、裁判員が本当に解放同盟員は部落出身なのかと素朴な疑問をぶつけることをせず、被告らが石井の父親の出身地とされる場所が本当に部落なのか検証せず、この裁判における原告らの主張のようなことを鵜呑みにして報道したらどうなるか。「被差別部落出身者」による団体の幹部が構成員に命じて殺人をやらせようとしたということになってしまい、「部落民の団体は恐ろしいことをする」ということになってしまうのである。

全国部落調査があるからこそ、同書に記載され、大垣市の古くからの部落である下山、東町とこの事件は無関係であることが分かり、それどころか解放同盟岐阜県連が丸ごと「えせ同和」と言っても過言でないことが明らかになった。そして、この事件が言わば「えせ部落民」により起こされたもので、原因は行政の主体性なさや、運動団体の問題であることを特定できたのである。

このような取材、報道は部落の場所を特定しなければ不可能である。

部落が抱える問題は目に見えないものではなく、廃墟と空き地が目立ち、古びた改良住宅が立ち並ぶなど、見るからに違和感のある部落は存在する。はっきり言えば、被告らが取材をする中で、部落に対する差別的とも言える悪評を耳にすることは何度もあった。

しかし、そのような悪評は「差別」の一言で片付けられるものではなく、大抵はその原因となる実態があった。具体的には大垣で見られたような不適切な同和行政、運動団体のあり方、乙81, 82のような解放同盟による異常・異様な活動であるようなこともある。

都合が悪くなれば「差別」と脅して人の目と耳と口を塞ぐような態度では、事実を見極めることはできない。なぜ部落は嫌われるのか、「差別」と言われるような発言からも学ばなければならない。

勘違いしてはならないのは、部落が抱える問題は、全国の全ての部落に対してぼんやりと雲のように広がっているものではなくて、特定の地域に具体的な問題が存在するのである。全国部落調査に掲載された部落の現状を調べれば、多種多様であって、それこそ融和、同和ないし解放が実現された部落も多くあり、全ての部落を一般化して「部落は差別されている」と考えるのであれば明らかに間違いである。

全国部落調査を発売禁止にすることは、今後も「公然の秘密をどう扱うか」という不毛で空虚な法律論議を永久に続けることである。一方、全国部落調査を文字通り公然のものとし、その内容の研究と議論を行うことは必ず有意義であり、真の部落解放に資するものである。

以上